

調査委託契約標準契約書（新）	調査委託契約標準契約書（旧）
<p style="text-align: center;">調査委託契約標準契約書</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月 1日制定 (中略)</p> <p style="text-align: right;">2025年 3月28日改正 <u>2026年 3月31日改正</u></p> <p>(目 次)</p> <p>1. 調査委託契約標準契約書雛型</p> <p>2. 調査委託契約約款</p> <p> (1) 約款本文</p> <p> 第1章 委託業務の実施 (第1条-第6条)</p> <p> 第2章 変更手続 (第7条-第8条)</p> <p> 第3章 概算払・確定 (第9条-第16条)</p> <p> 第4章 成果の取扱 (第17条-第19条)</p> <p> 第5章 雑則 (第20条-第38条)</p> <p> 特記事項</p> <p> 附則</p> <p> (2) 様式</p> <p> (3) 別紙</p> <p> (4) 調査委託費積算基準</p> <p>1. 調査委託契約標準契約書雛型 (略)</p> <p>2. 調査委託契約約款</p> <p> (1) 約款本文</p> <p>第1条 ～ 第24条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">調査委託契約標準契約書</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月 1日制定 (中略)</p> <p style="text-align: right;">2025年 3月28日改正</p> <p>(目 次)</p> <p>1. 調査委託契約標準契約書雛型</p> <p>2. 調査委託契約約款</p> <p> (1) 約款本文</p> <p> 第1章 委託業務の実施 (第1条-第6条)</p> <p> 第2章 変更手続 (第7条-第8条)</p> <p> 第3章 概算払・確定 (第9条-第16条)</p> <p> 第4章 成果の取扱 (第17条-第19条)</p> <p> 第5章 雑則 (第20条-第38条)</p> <p> 特記事項</p> <p> 附則</p> <p> (2) 様式</p> <p> (3) 別紙</p> <p> (4) 調査委託費積算基準</p> <p>1. 調査委託契約標準契約書雛型 (略)</p> <p>2. 調査委託契約約款</p> <p> (1) 約款本文</p> <p>第1条 ～ 第24条 (略)</p>

調査委託契約標準契約書（新）	調査委託契約標準契約書（旧）
<p>（不正行為等に対する措置）</p> <p>第25条</p> <p>第1項～第4項（略）</p> <p>5 甲は、前項の検査の結果、<u>不正等の事実が確認できた場合の当該不正等に係る過払金及び確定後過払金（以下「不正等に係る過払金等」という）</u>の返還を乙に求めるときは、当該<u>不正等に係る過払金等</u>の受領の日から納付の日までの日数に応じ、<u>不正等に係る過払金等</u>の額につき民法第404条に定める法定利率で算出した利息、又は<u>不正等に係る過払金等</u>の額につき年10.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。</p> <p>第6項～第8項（略）</p> <p>第25条の2～第33条（略）</p> <p>（協力事項）</p> <p>第34条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 委託業務完了後又は本契約解除後に実施する評価等、<u>委託業務に係る成果報告会、資料作成</u>、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席</p> <p>（存続条項）</p> <p>第35条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第21条、第22条若しくは第23条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一（略）</p>	<p>（不正行為等に対する措置）</p> <p>第25条</p> <p>第1項～第4項（略）</p> <p>5 甲は、前項の検査の結果、確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該<u>確定後過払金</u>の受領の日から納付の日までの日数に応じ、<u>確定後過払金</u>の額につき民法第404条に定める法定利率で算出した利息、又は<u>確定後過払金</u>の額につき年10.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。</p> <p>第6項～第8項（略）</p> <p>第25条の2～第33条（略）</p> <p>（協力事項）</p> <p>第34条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 委託業務完了後又は本契約解除後に実施する評価等<u>に係る資料の作成</u>、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席</p> <p>（存続条項）</p> <p>第35条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第21条、第22条若しくは第23条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一（略）</p>

調査委託契約標準契約書（新）	調査委託契約標準契約書（旧）
<p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第8条第7項、第11条第1項から第8項まで、第12条から第16条まで、第17条第4項、第18条第2項、第18条の2、第19条第1項から第3項まで、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条から第28条まで、第30条から第33条まで<u>並びに第37条の2</u></p> <p>三～四 （略）</p> <p>第36条 ～ 第37条 （略）</p> <p><u>（実施場所が外国である場合の措置）</u></p> <p><u>第37条の2 乙は、外国において委託業務を実施し又はこれに関連して乙が行う一切の行為に起因して甲に生じる、甲の税務（申告・還付・調査対応を含む）に係る手続及び事務負担並びに実施計画書に定めのない追加的金銭負担その他これらに付随して発生する費用・損害等について、一切の責任を負うものとする。ただし、実施計画書に定めがある場合はこの限りでない。</u></p> <p>第38条 （略）</p> <p>特記事項</p> <p>第1条 ～ 第4条 （略）</p> <p><u>（乙からの委託契約等に関する契約解除）</u></p> <p>第5条 乙は、本契約に関する<u>乙からの業務の受託事業者等</u>（<u>受託事業者</u>（<u>受託</u>が数次にわたるときは、すべての<u>受託事業者</u>を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、<u>受託事業者</u>又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同</p>	<p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第8条第7項、第11条第1項から第8項まで、第12条から第16条まで、第17条第4項、第18条第2項、第18条の2、第19条第1項から第3項まで、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条から第28条まで、第30条から第33条まで</p> <p>三～四 （略）</p> <p>第36条 ～ 第37条 （略）</p> <p><u>（実施場所が外国である場合の措置）</u></p> <p><u>第37条の2 乙は、外国において委託業務を実施し又はこれに関連して乙が行う一切の行為に起因して甲に生じる、甲の税務（申告・還付・調査対応を含む）に係る手続及び事務負担並びに実施計画書に定めのない追加的金銭負担その他これらに付随して発生する費用・損害等について、一切の責任を負うものとする。ただし、実施計画書に定めがある場合はこの限りでない。</u></p> <p>第38条 （略）</p> <p>特記事項</p> <p>第1条 ～ 第4条 （略）</p> <p><u>（下請負契約等に関する契約解除）</u></p> <p>第5条 乙は、本契約に関する<u>下請負人等</u>（<u>下請負人</u>（<u>下請</u>が数次にわたるときは、すべての<u>下請負人</u>を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、<u>下請負人</u>又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定</p>

調査委託契約標準契約書（新）	調査委託契約標準契約書（旧）
<p>じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該<u>受託事業者</u>等との契約を解除し、又は<u>受託事業者</u>等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。</p> <p>2 甲は、乙が<u>受託事業者</u>等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは<u>受託事業者</u>等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該<u>受託事業者</u>等との契約を解除せず、若しくは<u>受託事業者</u>等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（不当介入に関する通報・報告）</p> <p>第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は<u>受託事業者</u>等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は<u>受託事業者</u>等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この標準契約書は、2026年4月1日から施行し適用する。</u></p> <p><u>2. 改正後の約款第25条第5項及び第37条の2の規定は、2026年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p><u>（2）様式 ～ （3）別紙</u></p> <p>（4）調査委託費積算基準 （略）</p>	<p>する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該<u>下請負人</u>等との契約を解除し、又は<u>下請負人</u>等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。</p> <p>2 甲は、乙が<u>下請負人</u>等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは<u>下請負人</u>等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該<u>下請負人</u>等との契約を解除せず、若しくは<u>下請負人</u>等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（不当介入に関する通報・報告）</p> <p>第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は<u>下請負人</u>等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は<u>下請負人</u>等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p><u>（2）様式 ～ （3）別紙</u></p> <p>（4）調査委託費積算基準 （略）</p>